

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	個人施行者の変動による規約の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第7条の17第4項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>都市再開発法第7条の9の個人施行の認可に準じて審査を行う。</p> <p>○都市再開発法 (規準又は規約) 第7条の10 前条第1項の規準又は規約には、次の各号(規準にあつては、第5号から第7号までを除く。)に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 第一種市街地再開発事業の名称 (2) 施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)に含まれる地域の名称 (3) 第一種市街地再開発事業の範囲 (4) 事務所の所在地 (5) 費用の分担に関する事項 (6) 業務を代表して行う者を定めるときは、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項 (7) 会議に関する事項 (8) 事業年度 (9) 公告の方法 (10) その他国土交通省令で定める事項</p> <p>(施行の認可の基準) 第7条の14 都道府県知事は、第7条の9第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。</p>
	参 考 事 項	<p>関係法令 都市再開発法第7条の9～10 法施行規則第1条の6、8</p>
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	<p>総日数 日(休日を除く・休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由) 設定しない (これまで先例がなく、今後も申請が見込まれないため)</p>
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- (1) (略)
- (2) 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反し
- (3)～(5) (略)